

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		規約の認可（個人施行者（市町村を除く。）及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業（1の市町村の区域に属するものに限る。）に関する事務に限る。）
根拠法令及び条項		土地区画整理法第11条第4項後段
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	土地区画整理法第11条第4項の規定による。 第11条第4項 4 1人で施行する土地区画整理事業において、前3項の規定により施行者が数人となった場合においては、その土地区画整理事業は、第3条第1項の規定により数人共同して施行する土地区画整理事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第4条第1項の規約を定め、その規約について都道府県知事の認可を受けなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	15日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）